

令和3年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和3年6月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 11人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者 兼出納室長	依田貞彦
政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
税務課長	山岸裕子	町民課長	—
福祉課長	—	子育て健康課長	—
観光経済課長	柳澤一郎	参事兼まちづくり課長	高橋英雄
環境上下水道課長	渋谷好人	教育課長	遠藤洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	鈴木美紅
------	------	----	------

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 26 号 松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 2 報告第 1 号 令和 2 年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 令和 2 年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 4 報告第 3 号 令和 2 年度松田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 追加日程第 1 発議第 3 号 株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することの決議
- 日程第 5 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 6 委員会の閉会中の継続審査申出書

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議最終日を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。また、町長の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。なお、クールビズ期間中であります。適宜上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

報告いたします。唐澤議員より、入院のため本日の第 2 回定例会を欠席する

旨の届けが提出されていることを御報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第2回松田町議会定例会の開会を宣します。

直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 皆様おはようございます。令和3年6月4日、松田町議会議長 飯田一殿。
産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、6月4日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第2回議会定例会において付託された「議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、やまびこ館について利用状況の確認、類似するコワーキング施設との比較、今後の利活用についてなど慎重に審査しました。

審査の結果、料金設定は適切なものであると判断しました。なお、次の項目について申入れをします。

(1) 休憩利用とコワーキングスペース利用が混在したときの運営の方法を工夫すること。

(2) 利活用を充実させるため、PRは指定管理者任せにせず、町が率先して行うこと。

(3) やまびこ館の建物を良好に維持するため、大きな修繕等は町の責任で

行うこと。

以上です。ほかにも委員がおられますので、御不明な点はどうぞ御質問お願いいたします。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「報告第1号令和2年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは、報告第1号令和2年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明をさせていただきます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、衛生費、清掃費、感染症総合対策事業、廃棄物等運搬用トラック購入費につきましては、翌年度に繰り越す額613万8,000円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。令和2年度の緊急事態宣言など、コロナ禍の影響により廃棄物運搬用トラックのですね、特殊なありやですね、附属品などを含めてですね、納車時期が長期化したため、令和3年度に繰り越したものでございます。

次に土木費、都市計画費、新松田駅整備推進事業、新松田駅南北自由通路設

計委託につきましては、コロナ禍の影響に伴い、鉄道事業者との詳細な打合せ等が困難な状況となり、南北自由通路及び橋上駅舎比較検討に伴う設計で、令和2年度の事業執行が建設プランの案の作成や建設プラン施工計画のみとなり、残りの設計業務の駅舎、インフラ、引込み図等につきましては、鉄道事業者との調整を踏まえて令和3年度に820万円、一般財を繰り越すものでございます。

以上、報告について終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第3「報告第2号令和2年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

政策推進課長 それでは、報告第2号になります。令和2年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、土木費、道路橋梁費、道路新設改良整備事業、町道3号線松田小学校入り口付近の道路改良工事ですが、こちらにつきましては令和3年1月の14日にですね、信号機材の工場に火災が発生したことから、信号機の納品に不測の日数を要し、年度内の完了がですね、困難になったため、令和2年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故で年度内に支出が終わらなかったため、これを翌年度に繰り越して使用するため、事故繰越しとしたものでございます。翌年度に繰り越す額につきましては、1,479万4,300円で、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

議 長 日程第4「報告第3号令和2年度松田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書の報告について」を議題といたします。

本件は報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

環境上下水道課長 それでは、報告第3号令和2年度松田町下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について報告をさせていただきます。地方自治法施行令第146条第2項
の規定により報告をするものでございます。

1枚おめくりください。款、流域下水道費、項、流域下水道費、事業名、酒
匂川流域下水道事業建設費負担金に要する経費につきましては、令和3年度実
施予定である酒匂川流域下水道処理処理場建設改良事業に対する国庫補助金が
令和2年度の補正予算対応となったことに伴い、関連市町負担金も同様に令和
2年度の補正予算に計上した上で125万7,000円を繰り越したものでございま
す。

以上、報告とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

6 番 井 上 ここで発議をしたいと思いますので、議長の許可をお願いをしたいと思います。
件名といたしましては、株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破
棄することの決議、それについてですね、動議として提出をしたいと思いま
すので、よろしく御配慮のほどお願いをいたします。

議 長 暫時休憩します。再開は後ほど連絡します。(9時14分)

議 長 休憩を解いて再開します。(9時14分)

ただいま 6 番議員 井上君から発議第 3 号「株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することの決議」が提出されました。この動議は所定の賛成者 2 名以上がありますので成立します。

お諮りします。提出されました発議第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 「発議第 3 号株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することの決議」を議題とすることについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いいたします。

暫時休憩します。再開は後刻連絡をいたします。 (9時16分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時25分)

事務局より発議第 3 号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第 1 「発議第 3 号株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することの決議」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 井 上 それでは、発議第 3 号をですね、読まさせていただきます。

発議第 3 号株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することの決議。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第 13 条の規定により提出します。令和 3 年 6 月 7 日、松田町議会議長 飯田一様。

提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、松田町議会議員 田代実、賛成者、松田町議会議員 齋藤永。

1 枚めくっていただきまして、松田町と株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することを求める決議書。令和 3 年 6 月 2 日付の神奈川新聞の記事内容及び 6 月 3 日の議会全員協議会における齋藤議員の質疑に対し、本山

町長は「ヘイトスピーチにも捉えられる内容で文書を削除しない場合は協定の解除も考えた。一方で、協定項目に違反したわけではなく、会社自体を信用していないわけでもない。インターネット上のヘイトスピーチの文書削除を粘り強く求めていたものが通じた。会長も反省していると説明を受けている。」などと説明し、包括連携協定は継続すると発言した。

このことに対し、株式会社ディーエイチシー会長のヘイトメッセージ、そこにURLが書いてありますが、は今も削除されていない。松田町はヘイトスピーチを発する会社であれば、インターネット上に現在も過去にもその事実があれば、削除したか否かに関わらず、その会社とは直ちに関係を絶ち、マイノリティーを守るという社会の責務、自らの地方公共団体として誰もが平等であり、誰をも尊重するという責務を重く認識しなければならない。

このことにより、現在締結している株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定については、直ちにこれを破棄すべきであり、町に対し強く協定の破棄を求める。以上決議する。

令和3年6月7日、松田町議会。

以上、よろしく願いをいたします。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ございませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第3号株式会社ディーエイチシーとの包括連携協定を破棄することの決議について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、足柄東部清掃組合議会報告を選出議員の井上栄一君より報告願います。

6 番 井 上 足柄東部清掃組合議会報告書。令和3年3月25日、松田町議会議長 飯田一殿。井上栄一、寺嶋正。

令和3年第1回東部清掃組合議会定例会に出席いたしましたので、次のとおり報告いたします。

日時、令和3年3月24日、9時から10時。

場所、大井美化センター会議室。

組合長の行政報告（大井町 小田町長）、予算の提案に伴う予算の概要は、総額3億7,932万3,000円、前年度対比2,362万3,000円増。大井美化センター費委託料として1億638万4,000円、工事請負費4,845万2,000円、中井美化センター費4,116万9,000円、最終処分場費1,145万7,000円。

②議案第1号専決処分の承認、賛成全員でした。足柄東部清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、令和2年11月30日専決処分です。これは12月分のボーナスから職員給与のほうに反映させるために専決処分を行ったということでございます。

③議案第2号足柄東部清掃組合諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴集条例の一部を改正する条例、賛成全員でした。これは上位法の地方税法等の一部改正に伴う改正です。

④議案第3号令和3年度足柄東部清掃組合一般会計予算について、賛成全員でした。内容としては、先ほど組合長の行政報告にありました予算の概要の金額でございます。

⑤議案第4号監査委員の選任について、賛成全員でした。代表監査委員が欠員となったため、中井町の代表監査委員である山口幹雄氏（中井町在住）を選任をいたしました。

資料につきましては事務局にありますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄東部清掃組合議会報告を終わります。

議 長 次に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の中野博君より報告願います。

8 番 中 野 それでは報告をさせていただきます。令和3年第1回足上衛生組合議会定例会報告書。足上衛生組合議会議員 中野博。令和3年3月26日。

議案第1号専決処分の承認について(足上衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)。これは人事院勧告に基づくものでございます。全員賛成でした。

議案第2号足上衛生組合の非常勤の委員又は職員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について。このことは介護認定審査会事務が移管されることに伴い、改正されるものです。賛成全員でございます。

議案第3号令和2年度足上衛生組合一般会計補正予算(第2号)について。主なものは、介護認定審査会が南足柄市に事務委託したことによりシステム改修の必要性があり、214万8,000円を増額するものでございます。全員賛成でございます。

議案第4号令和3年度足上衛生組合一般会計予算について。令和3年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億4,464万4,000円と定め、前年度対比9.1%の減となりました。減額の主な理由は、介護認定審査会の分担金、負担金がおのおの9月までの半期分となったためであります。全員賛成でございます。

以上、詳細につきましては事務局に資料がございますので、御高覧いただきたいと思っております。以上です。

議 長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

議 長 次に、神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告を出席議員の内田晃君より報告願います。

3 番 内 田 それでは報告させていただきます。神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告書。令和3年5月12日、松田町議会議長 飯田一殿。出席者 内田晃、古谷星工人。

神奈川県町村議会議長会主催の新人議員研修会に上記議員が出席しましたので、その概要について次のとおり報告します。

日時、令和3年5月12日(水曜日)、午後2時から4時。

場所、神奈川県民ホール6階大会議室。

対象者、令和元年5月以降の選挙で新しく議員になられた方。(2)現在1期目の議員(過去に同研修を受講されていない方)。(3)議会事務局職員(令和元年5月以降に新任となられた方)。

4、研修内容。議会運営の基本。

5、講師。神奈川県町村議長会事務局 参事 沼田卓氏。

講演内容。Ⅰ、町村議会実態調査から。県下町村の議員定数、常任委員会設置数、政務活動費交付状況、議会基本条例の設置状況、議会中継状況。

Ⅱ、議員の権限と義務。(1)議会招集権、(2)開議請求権、(3)議案提出権、(4)動議提出権、(5)発言権、(6)表決権、(7)侮辱に対する処分要求権、(8)請願紹介権。

2、議員の主な義務。(1)会議に出席する義務、(2)規律を守る義務、(3)懲罰に服する義務、(4)委員に就任する義務。

裏面お願いします。Ⅲ、議会の権限。議会の権限の分類、(1)議決権。ア、条例制定権。予算議決権。決算の認定。重要な契約の締結。財産の交換、不適正対価による譲渡、貸付等。重要な財産の取得・処分。権利の放棄。重要な公の施設の条例で定める長期かつ独占的な利用。不服申立て、訴えの提起・和

解・あっせん等。損害賠償額の決定。

(2) 選挙権。検査権。監査の請求権。意見書の提出権。調査権。自律権。同意権。承認権。請願・陳情を受理し処理する権限。自主解散権。議員派遣。

IV、会議の諸原則。安定数の原則。2、過半数議決の原則。3、一時不再議の原則。4、会期不継続の原則。

V、本会議運営の基本と運用。1、議員の発言。(1) 発言の自由と責任。(2) 発言の制限。ア、権威確保のための制限。イ、内容による制限。ウ、回数による制限。(3) 発言の種類。ア、質疑。イ、質問。ウ、討論。エ、動議。(4) 発言の取消しまたは訂正。ア、議員の発議によるもの。イ、議長の職権によるもの。

2、除斥。(1) 除斥の対象。(2) 除斥の手続。(3) 除斥と議決の効力。

3、表決(採決)。(1) 表決権者。(2) 表決の方法。ア、起立による表決。イ、投票による表決。ウ、簡易表決。

以上の内容でございました。なお、研修内容の細部につきましては、地方自治法及び議員必携等の条文、解説をもとに行われました。会議の詳細につきましては、当日の資料が議会事務局にございますので、後ほど御高覧いただきたいと思っております。以上です。

議長 報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で神奈川県町村議会議長会新人議員研修会報告を終わります。

議長 日程第6「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されています。

最初に、総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。

委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議

長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。6日間にわたり、御苦労さまでした。(11時45分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するた

めに署名いたします。

令和 3年 7月 6日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 10番 齋藤 永

署名議員 11番 寺嶋 正